

#### 公布された規則のあらまし

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び佐賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例施行規則（規則第91号）

- 1 この規則は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び佐賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の施行に関し必要な事項を定めることとした。（第1条関係）
- 2 認定こども園の認定申請書の様式等について定めることとした。（第3条～第6条、第8条、第9条、様式第1号～様式第6号、様式第8号及び様式第9号関係）
- 3 立入検査を行う職員の身分証明書の様式を定めることとした。（第7条及び様式第7号関係）
- 4 運営状況の報告は、毎年5月末日までに行わなければならないこととした。（第9条関係）
- 5 認定こども園が策定する食育推進計画に定める事項を定めることとした。（第10条関係）
- 6 この規則は、一部の規定を除き、条例の施行の日から施行することとした。